

岐阜市客引き行為等の禁止等に取り組む宣言店舗に対するステッカー交付要領

令和4年11月28日決裁

1. 目的

この要領は、岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例にもとづく、客引き行為の禁止施策の推進に協力し、禁止区域内において、客引きを利用しない等の宣言を行った店舗がステッカーにより対外的に表示することにより、来街者に客引き行為等の禁止等に取り組む店舗であることを明示するとともに、来街者が客引き等を利用しない店舗を選択する際の参考となる情報を発信することを目的とする。

2. ステッカーの交付対象団体

客引き行為等禁止区域内の過半以上を活動区域とし、客引き行為等の禁止等に対し継続的な活動を実施する自治会等で組織する団体とする。(以下「管理団体」という。)

3. ステッカーの交付及び運用方法について

- ①客引き等を利用しない店舗は、様式1により宣言を行い、管理団体に提出する。
- ②様式1による宣言を受領した管理団体は、審査会を開催し、客引き等を利用しない店舗であることを確認する。
- ③管理団体は、②により確認した店舗について、様式2によりとりまとめ、ステッカーの必要枚数を明記した上で、岐阜市市民生活部地域安全推進課(以下「地域安全推進課」という。)にステッカーの交付を申請する。
- ④地域安全推進課は、記載内容を確認し、ステッカーに付番したうえで、必要枚数を管理団体あて交付する。
- ⑤管理団体は、ステッカーの付番番号及び店舗情報等を記載した発行簿を作成したうえで、宣言を行った店舗に対してステッカーを発行する。発行簿は、様式2にステッカーの付番番号が追記されたもので構わない。
- ⑥宣言を行った店舗に客引き等を利用した疑義が生じた場合は、管理団体において必要な調査を行うとともに、その結果を地域安全推進課に対して報告するものとする。(報告方法は任意)。
- ⑦宣言を行った店舗に客引き等の利用が明らかになった場合は、管理団体において、該当する店舗に対し、ステッカーの返却を求め或いは撤去するとともに、当該店舗の情報を発行簿から削除しなければならない。また、その内容について速やかに地域安全推進課に対して報告しなければならない。(報告方法は任意)。返却を受けた或いは撤去したステッカーは管理団体において廃棄するものとする。
- ⑧地域安全推進課は、様式2の内容について、岐阜市ホームページで情報公開することができる。
- ⑨管理団体は、宣言を行った店舗の店舗名、店長名等記載事項に変更があった場合は、地域安全推進課に連絡するものとする。(報告方法は任意)
- ⑩ステッカーが汚損・破損した場合は、管理団体が地域安全推進課に交換を請求することができる。

4. 費用

ステッカーの交付にかかる費用は岐阜市が負担する。

5. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年12月1日から施行する

客引きを利用しない・使わない宣言書

年 月 日

(宛先)管理団体名 ○○○○ 会長 様

私は、岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例(以下「条例」という。)を遵守し、岐阜市における客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するため、下記のとおり宣言します。

記

- 1 条例第8条の規定を遵守し、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行いません。また、従業員等に対して客引き行為等を行わせません。
- 2 客引き行為等禁止区域において客引き行為等を受けた者を、客として自らの店舗に立ち入らせません。
- 3 客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行う者との誘客等に関する契約を締結しません。また、客引き行為等を行う者を利用し、誘客等を行いません。

店舗名 _____

所在地 _____

法人名 _____

代表者・責任者名 _____

店長名 _____

電話番号 _____

宣言にあたり、次のことについて承諾しているものとします。

※管理団体が、宣言書を受領し内容を精査した後、岐阜市に対して「岐阜市客引きしない使わない宣言店」のステッカーの交付申請を行います。

※管理団体が、岐阜市よりステッカーの交付を受けた場合は、宣言のあった店舗に対して発行簿により付番した上で、ステッカーを発行します。

※店舗等が、管理団体よりステッカーを受領した後は、店舗の入り口等で掲載するとともに、宣言を遵守しなければなりません。宣言書に違反する行為を行った時は、速やかにステッカーを返却しなければなりません。

※宣言書に違反する行為を、管理団体が認定した場合、店舗等は速やかにステッカーを管理団体に返却しなければなりません。また、返却に応じない場合は、管理団体が、ステッカーを撤去することに異議がないものとします。

※宣言した店舗の情報等は、管理団体が実施する事業等で、店舗名等を掲載するとともに、岐阜市に対しても情報提供するものとし、岐阜市はホームページ等で店舗名等を掲載する場合があります。

※宣言した店舗名、店長名等記載事項に変更があった場合は、速やかに管理団体に報告しなければなりません。

